

わかやま 景観・まちづくり新聞

県内の景観やまちづくりに関する取り組みについて情報をお届けします。
市町村やまちづくり団体の取り組みで記事がありましたら、ご連絡ください！

VOL. 5 2010.11.2

発行：和歌山県 県土整備部
都市住宅局 都市政策課
TEL：073-441-3228
FAX：073-441-3232
E-Mail：
e0809001@pref.wakayama.lg.jp
和歌山市小松原通 1-1
URL：http://www.pref.wakayama.lg.jp/
prefg/080900/
編集：NPO 法人 市民の力わかやま

第6回和歌山県景観審議会

去る10月5日、第6回景観審議会が、アバローム紀の国にて開催され、次の3点の素案について検討がされました。

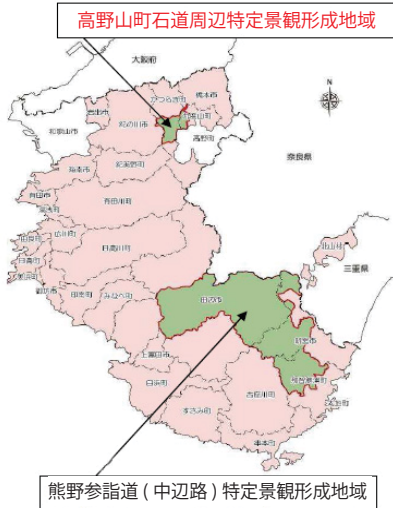
- 新たな特定景観形成地域の指定(案)
- 屋外広告物制度の見直しについて(案)
- 住民参画による景観づくりの推進について(案)

あらたな特定景観形成地域の指定(案)

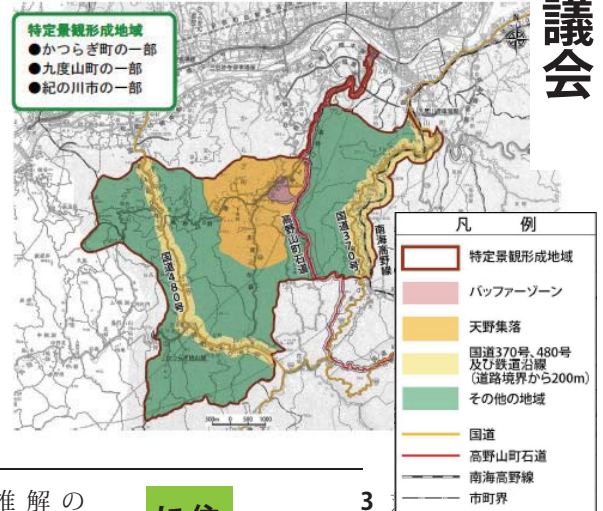
かつらぎ町、九度山町、紀の川市の3市町村にまたがる高野山町石道周辺を、
高野山町石道周辺特定景観形成地域として設定します。この地域が有する景観の価値が損なわれることがないよう保全し、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図ります。環境形成と行為の制限事項については、次のような案が検討されています。

良好な景観の形成に関する方針

- ① 文化的価値を持つ高野山町石道を保全する。
- ② 高野山町石道からの眺望景観を保全する。
- ③ 高野山への主要なアクセスルートである国道370号、480号及び鉄道から見える自然や集落の景観を保全する。



●高野山周辺特定景観形成地域区域図●



④ 地域の歴史・文化と関わる人々の暮らしの営みによってつくられた集落の景観(天野集落)を保全する。

行為の制限

良好な景観形成のため、特定景観計画区域内を、さらに特性に応じて複数のゾーンに分け、土地の開発行為や建築物の新築や改築等に対して、きめ細かい届出制度の設定を予定しています。

屋外広告物制度の見直しについて(案)

見直しの目的

景観計画の施行に伴い、県下全域を対象として屋外広告物条例も、整合性を図るために見直しを行う予定です。そのポイントは

- 1 地域の特性に応じた、新たな地域区分の設定・メリハリのある基準の設定

和歌山県下全域を屋外広告物制度の適用地域とし、景観への配慮を行いつつ経済活動への配慮など地域の特性を考慮した上で、和歌山県内の許可地域を3つの地域区分に

細分化する。また、新たに設定した許可地域ごとにメリハリのある基準設定を行う。

2 時代情勢に応じた基準の設定

電光表示屋外広告物や大規模店舗に対応できる合理的な基準の設定を行う。

3 違反広告物に対する実効性の確保

制度の見直しを契機に、違反屋外広告物は正アクションプランを作成し、違反屋外広告物対策、違反屋外広告業者対策を実施する。

住民参画による景観づくりの推進について(案)

景観条例や景観計画の制定などの和歌山県の取り組みと並行して、地域の特性を良く理解している住民による景観づくりを積極的に推進するため、新規施策として次の3点を重点に取り組みます。

- (1) 住民提案型景観形成地域指定の仕組みづくり
県は、住民からの提案に基づき、重要であると認められる区域に対しては、新たに「住民提案型景観形成地域」として指定することができま。
- (2) わかやま景観づくり協定制度の創設
住民や事業者が相互に結ぶ景観づくりに関する協定を知事が認定して公表します。
- (3) 住民の要請に基づく景観上支障となる廃墟対策制度の創設
周辺住民の生活上の景観を阻害している廃墟については、周辺住民からの要請をもって、県は必要な措置の勧告や命令を行うことができます。

県では、「住民参画の景観づくりの推進」及び「屋外広告物制度の見直し」に関するパブリックコメントを実施します。

期間 11月4日(木)～11日26日(金) 詳細は、次の県のホームページで閲覧、ダウンロードが可能です。
URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>

田辺市のまちづくり

田辺市街地活性化事業

田辺市では、鮎川地区、本宮地区に次いで3例目となる**田辺市中心市街地**におけるまちづくり事業に取り組んでいます。田辺市と商工会議所、さらに第三セクターの南紀みらい(株)と住民による官民が一体となり、平成19年春より取り組みを開始して、平成21年3月27日に、5年間56事業の基本計画が国から認定されました。国土交通省の「まちづくり交付金」等を財源に総額約68億円を、今後市街地の幹線道路やJR紀伊田辺駅前の整備に当てます。このほか、市街地の賑わいを取り戻すためのソフト事業として、各種の特徴ある取り組みも行われています。

(1) 中心市街地活性化の諸事業

空き店舗・空き賃貸住宅の調査・情報提供を行い、中小企業の出店・街中への活力ある世代の転居を支援します。また、転居した子育て世帯・新婚世帯へは賃貸住宅家賃一部補助も行います。

田辺扇ヶ浜海水浴場に特設イケスを設置して、「南紀田辺ビーチサイドドルフィン」を開設。イカ2頭は「太地町立くじらの博物館」から貸与を受けました。

(2) イルカふれあい事業

田辺扇ヶ浜海水浴場に特設イケスを設置して、「南紀田辺ビーチサイドドルフィン」を開設。イカ2頭は「太地町立くじらの博物館」から貸与を受けました。

このイベントに関連して観光客をJR紀伊田辺駅前から扇ヶ浜までの途中の商店街や市街地に誘導して、田辺の街なかの活性化につながる工夫もしました。商店街との連携によるイベントの開催効果もあり、海水浴客は10万人を超えるまでになりました。

(3) まちづくりプロジェクト事業

南紀みらい(株)が主体となり「あがら☆たなへえ調査隊」を発足させて、まちの魅力を調査発掘、情報発信、イベントを創出して、中心市街地の活性化に取り組みました。その活動内容は、次のとおりです。

① 扇ヶ浜レンタサイクル事業
② まちなか観光情報発信事業
田辺の食を観光資源として「甘☆夏map」、「イケ☆メンmap」等のスイーツや麺類のお店を紹介するマップを作成して、海水浴客を街あるきへ誘導しました。

「南紀田辺☆うめバル」

スペイン語のBAR「バル」にちなんで函館を始め、最近各地で開催されるようになったバルイベント。田辺では、駅近くの「味光路」を核にして、市街地にある飲食店から参加店を募り、事前にチケットを購入した客が、食べ歩き・飲み歩きによって田辺の魅力を再発見してもらうことが目的で、11月6日に初めて開催されます。

このイベントに関連して観光客をJR紀伊田辺駅前から扇ヶ浜までの途中の商店街や市街地に誘導して、田辺の街なかの活性化につながる工夫もしました。商店街との連携によるイベントの開催効果もあり、海水浴客は10万人を超えるまでになりました。



今月の一枚

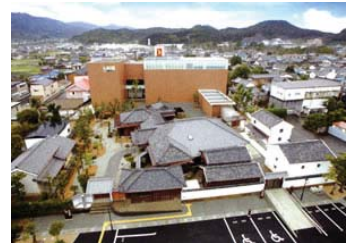
海南市・黒江ぬりもの館



古い漆器の町家を改装して、黒江の町の景観づくりに活かしている。

広川町のまちづくり

広川町では、濱口梧陵の功績を、防災と観光に活かしたまちづくりを進めています。平成19年に完成した「稲むらの火の館」には、安政の南海地震で津波から避難する住民を安全な高台に導いた「稲むらの火」を後世に伝えていく「濱口梧陵記念館」と、来るべき南海地震に対して、住民を含め広く一般の人々の防災意識の向上を図る為に「津波防災教育センター」が併設されています。さらに、濱口梧陵が築いた「広村堤防」の整備を始めとした濱口梧陵関連史跡等の整備を行い、観光資源として活用を図っています。



後方が「津波防災教育センター」手前が「濱口梧陵記念館」

11/13 無料公開講座 和歌山県の古民家探訪
 開催場所：和歌山信愛女子短期大学 (和歌山市相坂 702-2)
 13:00 開場 13:30 開演
 講師 和歌山信愛女子短期大学 生活文化学科 生活文化専攻教授 千森 督子
 お申込み：TEL 073-479-3330 FAX 073-479-3321
 和歌山信愛女子短期大学 「和歌山県の古民家探訪」係

12/4 第2回 景観まちづくり講座

- 「黒江の町並みなど地域資源を活用した町おこし」13:30～14:50
講師：和歌山大学経済学部准教授 鈴木裕範
- 「海南まちづくりグループの取り組み」15:00～16:00
「黒江・温故知新の会」・「にんにこ会」の代表

開催場所：黒江ぬりもの館 (海南市黒江 680)
 参加費：無料 事前お申込みが必要です。
 詳細については、下記まで

【お申し込み・お問い合わせ】
NPO 法人 市民の力わかやま
 〒640-8215 和歌山市橋丁21番地N2ビル3F
 TEL/FAX 073-428-2688
 URL <http://shimin.or.jp/>
 e-mail info@shimin.or.jp
 受付時間 月～金 9:30～16:30 ※土日祝休み

第1回 景観まちづくり講座
 9月11日(日)和歌山県公館に於いて、第一回景観まちづくり講座が開催され、十数名の方に参加いただきました。「和歌の浦」の美しい景観を考えることをテーマとして、まず、梅花女子大学の三木雅博教授より、「和歌の浦」が平安貴族から和歌の聖地として意識され、地名がそれまでの「若の浦」から「和歌の浦」と書き改められるようになった歴史が紹介されました。
 つぎに、和歌山市都市整備課の前田俊紀課長から、「和歌の浦」景観まちづくりの方向」と題して、平成23年6月議会へ景観条例



和歌山県公館での講義風景

例案の提出に向けての取り組み状況についての説明がありました。質疑応答では、参加者より、和歌の浦の干潟の保存についてや、地域活性化、由緒ある建物の保存に対する希望等が述べられました。次回の開催は12月です。詳細は左記をご覧ください。